(二)　会議は、会長及び委員二〇人以内をもって組織することとした。（第二一条関係）

(三)　会長は、内閣府設置法第一一条の二の特命担当大臣をもって充てることとした。（第二二条関係）

(四)　委員は、農林水産大臣、環境大臣、及び会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者、並びに食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとした。（第二三条関係）

(五)　食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者の任期は、二年とすることとした。（第二四条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一五号）（総務省）

1　投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者の職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から選任するものとした。（第二四条関係）

2　投票管理者の交替制に関する規定の整備

市町村の選挙管理委員会は、二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間を告示しなければならないものとした。（第二五条関係）

3　市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合において、天災その他避けることのできない事故により、選挙の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも不在者投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該選挙においては、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下「送致不能開票区」という。）以外の開票区に属する投票区を指定投票区に指定するとともに、当該指定投票区の属する開票区に属する全部又は一部の投票区及び当該送致不能開票区に属する全ての投票区を特例指定関係投票区として定めることができるものとした。（第二六条第二項関係）

4　選挙の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱い

(一)　選挙の期日前二日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人は、従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票立会人に選任しなければならないものとした。（第七〇条の四関係）

(二)　選挙の期日前二日以後に数市町村合同開票区等を設けた場合の開票立会人は、従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、一〇人を超えないときは直ちにこれらの者を、一〇人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者一〇人を、当該数市町村合同開票区等の開票立会人に選任しなければならないものとした。（第七〇条の五関係）

(三)　選挙の期日前二日以後に従前の開票区の区域を分けてそのそれぞれの区域を他の従前の開票区の区域と合わせた区域に二以上の数市町村合同開票区を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとした。（第七〇条の六関係）

(1)　所属選挙人名簿登録者数が最も多い数市町村合同開票区においては、数市町村合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、一〇人を超えないときは直ちにこれらの者を、一〇人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者一〇人を、開票立会人に選任しなければならないこと。

(2)　その他の数市町村合同開票区においては、その区域の全部が当該数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

(四)　選挙の期日前二日以後に分割開票区及び数市町村合同開票区等を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとした。（第七〇条の七関係）

(1)　分割開票区においては、当該分割開票区の区域が属していた従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

(2)　数市町村合同開票区等においては、その区域の全部が当該数市町村合同開票区等に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

5　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとした。（附則第二条関係）

6　この政令は、令和元年六月一日から施行するものとした。

◇国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一六号）（警察庁）

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正関係

1　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正に伴い、題名を改めることとした。（題名関係）

2　その他所要の規定の整理を行うこととした。

二　警察庁組織令の一部改正関係

警備企画課の所掌事務を改めることとした。（第三七条第九号関係）

三　総務省組織令の一部改正関係

大臣官房及び同総務課の所掌事務を改めることとした。（第三条第二八号及び第二二条第一四号関係）

四　この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一七号）（内閣府本府）

1　関係政令の整備等

(一)　子ども・子育て支援法施行令の一部改正

(1)　子どものための教育・保育給付関係

イ　教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げるもの（以下「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者について、利用者負担額の上限額を零とすることとした。また、特定保育所の保育料について、同様の措置を講ずることとした。（第四条～第六条、第一〇条～第一二条、附則第六条及び第一二条等関係）

(イ)　教育認定子ども

(ロ)　満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）

ロ　満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを含む。）に係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担額の上限額を零とすることとした。また、特定保育所の保育料について、同様の措置を講ずることとした。（第四条、第五条、第九条、第一一条、第一二条、附則第六条関係）

ハ　満三歳未満保育認定子どもに係る多子世帯の利用者負担額の上限額の減免、施設型給付費等負担対象額の算定方法等の規定の整理を行うこととした。（第一三条、第一四条、第二三条、第二四条、附則第七条及び第一三条関係）